

平成25年3月19日

介護保険事業所(施設) 管理者 様
社会福祉施設長 様

長崎市長 田上 富久
(公印省略)

介護サービス事業等の基準条例の制定について(通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、介護保険法、社会福祉法及び老人福祉法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた介護サービス事業等の「人員・設備及び運営に関する基準」を地方自治体の条例で定めることとなりました。

本市においても、関係団体等のご意見を伺いながら策定した条例案が、本市の平成24年11月、平成25年2月議会において可決され、平成25年4月1日から施行されます。

この条例の条文と内容については下記のとおりです。なお、2に記載している事項は、本市の独自基準で、これまでの基準とは取扱いが異なりますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

また、その他条例の運用については、これまでどおり厚生労働省令の基準の運用における厚生労働省通知等を適用することとします。

記

- 1 条例全文及び独自基準と省令との対照について
長崎市のホームページをご参照ください。

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/fukushi/jourei/index.html>

2 本市の独自基準について

(1) 高齢者の尊厳の保持

ア 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつては、決定後速やかに本市へ報告することを義務付けたものです。なお、報告にあつては別添のとおりとします。

イ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加

利用者宅で利用者とサービス提供者が対一の関係になる訪問介護などにおいて

は、特に基本的な方針としました。

(2) 事業の適正な実施の確保

ア 訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「その評価を行い必要な措置を講じること。」を追加

サービス提供責任者は、訪問介護員等の業務の実施状況を把握し、プランに沿ったサービスが提供されているか評価を行い、自立支援のために必要な措置を講じることとしました。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について、介護サービスを提供する職員以外の職員を含む施設の全職員で取り組むこととしました。

ウ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長

地方自治法において金銭債権の時効は「5年間」と規定されていることとの整合を図ります。この条例の施行(平成25年4月1日)後の記録については、従前の「その完結の日から2年間保存」に加えて、介護報酬過払い金が生じた場合の返還請求の観点から、そのために必要な勤務体制に関する記録等を、介護報酬の支払を受けた日から5年間保存してください。

なお、各条第3項に規定する記録については電子媒体での保存も可能としますが、「ハードディスクと磁気ディスク」等確実にバックアップ体制を図ってください。

(3) 地域の支援体制の構築

ア 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること」を追加

イ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加

ウ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、レクリエーション行事のほか「地域との交流行事」を行うことを追加

上記3点については、地域包括ケアシステム構築のための地域交流の必要性や地域包括支援センターとの連携など、地域での支援体制を構築しようとするものです。

(4) 介護福祉基盤の整備促進

ア 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の「居室定員」の緩和

高齢者の尊厳やプライバシー確保の観点からは個室・ユニット化を推進する方針ですが、入居者の経済的理由から、多床室の整備も一定認めるように居室定員を4人以下とすることが出来るものです。プライバシーに配慮されていると認められる場合とは、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものであり、カーテンは認められません。

イ 養護老人ホームの廊下及び階段に手すりの設置を義務付け

高齢者に配慮した施設整備の観点から、廊下及び階段への手すりの設置を義務付けました。

ウ 短期入所生活介護事業所の廊下幅の緩和

29人以下の小規模な当該事業所については、地域密着型介護老人福祉施設と同程度まで廊下幅を緩和しました。